

一般国道39号改築工事（北見道路）の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成21年7月1日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道39号改築工事（北見道路）の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道39号改築工事（北見道路・北見インターチェンジ（仮称）から東十号インターチェンジ（仮称）まで）、これに伴う用排水路、送電線、道道及び市道付替工事並びに送電線及び道道付替工事に伴う附帯工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 提出されている意見書において、事業の必要性について、現道の渋滞が緩和傾向にあること及び接続する北海道横断自動車道が全線つながらないことが指摘されており、それを超える公益性があることが必要である。
- ・ 本件事業の公益性はバイパス効果のみで判断してもよいと思われる。
- ・ 基本的には申請された事業計画について考慮すればよいが、道路のネットワークという側面も考慮してもよいのではないか。
- ・ 本件事業区間と整備中である北海道横断自動車道の北見から陸別町までの区間がつながればアクセスの面で有効なものであり、ネットワーク効果も認められると思われる。
- ・ 本件事業の公益性の判断には、バイパス効果のみではなく、ネットワーク効果も積極的に位置付ける方がよいと思われる。
- ・ 北海道横断自動車道の事業化されていない区間については走行性のよい現道を活用することによってネットワークにつながると判断することも可能ではないか。
- ・ 本件事業の公益性の主な判断はバイパス効果であり、付随的にネットワーク効果も考慮されるものと思われる。